

【滑川市からのお知らせ】

10月から幼児教育・保育の無償化が始まります！

子育て世帯の幼児教育・保育に係る経済的負担を軽減するため、令和元年10月から全国的に幼児教育・保育の無償化が始まります。

滑川市では、すでに第2子以降の子どもに係る保育料の無償化を実施しているところですが、それに加えて以下の内容で無償化が行われます。

【実施中】 第2子以降 保育料無償化

【対象児童】

第2子以降の子ども
(年齢・所得制限なし)

【対象施設】

- ・幼稚園
- ・保育所(園)
- ・認定こども園
- ・地域型保育施設(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育)
- ・企業主導型保育施設
- ・認可外保育施設

【10月から開始】 幼児教育・保育 無償化

【対象児童】(追加)

- ・3歳から5歳児
- ・市民税非課税世帯の
0歳から2歳児

【対象施設・サービス】

(追加)

- ・幼稚園(認定こども園(教育利用))の預かり保育
- ・一時預かり事業、病児保育事業施設、ファミリー・サポート・センター事業 など

【無償化の対象経費】 対象となる施設・サービスの利用料

※一部の施設・サービスで無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」(※)を市から受ける必要があります。

※「保育の必要性の認定」とは...

保護者の仕事や病気などのため、家庭で子どもの保育が継続的にできない場合に、保護者に代わって子どもを保育する必要があると認定されることです。